

住民税均等割のみ課税世帯・低所得者子育て世帯への物価高騰対策給付金のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯を対象に給付金を支給します。

住民税均等割のみ課税世帯への給付

支給対象世帯

基準日（令和5年12月1日）に中津川市に住民登録があり、令和5年度住民税所得割が課税されていない方のみで構成される世帯

※住民税非課税世帯は除きます。

支給額

1世帯あたり10万円

申請方法

対象となる可能性がある世帯には、「給付金支給要件確認書」を順次、郵送しています。必要事項などを記入のうえ返送してください。

※令和5年1月以降に転入した方がいる世帯の場合、別途、申請が必要な場合があります。

申請期限 5月31日(金)

低所得者の子育て世帯への給付（加算給付）

支給対象世帯

基準日（令和5年12月1日）に中津川市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯、および令和5年度住民税所得割が課税されていない方のみで構成され、世帯員である18歳以下の児童を扶養する世帯

支給額

児童1人あたり5万円

申請方法

対象となる可能性がある世帯には、「支給の案内」を順次、郵送します。必要事項などを記入のうえ返送してください。

申請期限 6月28日(金)

注意事項

※世帯全員が、住民税均等割が課税されている方の扶養親族などになっている場合は対象となりません。

※DVなどを理由に避難中の方でも給付の対象になる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

☎ 社会福祉課 (☎内線 446・447)

中津川市障がい者福祉計画 第7期計画を策定しました

市では、障がい者福祉施策を総合的に推進するため、「障がいのある人もない人も共に支え合い、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に「中津川市障がい者福祉計画 第7期計画」を策定しました。3つの基本目標とそれに基づく各施策により、さらなる障がい福祉のまちづくりを進めていきます。

計画期間 令和6年度～令和8年度（3年間）

基本目標と施策

基本目標1 地域における生活の支援 —暮らす・支える—

施策 ①保健・医療の充実 ②生活環境づくり
③相談・情報提供体制の充実

基本目標2 切れ目のない支援 —育つ・学ぶ・働く・生きる—

施策 ①障がいのある子どもへの支援 ②雇用・就労の支援
③さらなる活動の場の推進

基本目標3 まち全体で支え合い、生きがいを持てるまちづくり

施策 ①安心・安全に暮らせるまちづくり
②障がいのある人を支えるまちづくり

☎ 社会福祉課 (☎内線 644)



詳しくはこちら

